

静岡県告示第44号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月28日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
韮山伊豆長岡修善寺線	伊豆の国市天野字上天野475番の10から 伊豆の国市天野字上天野470番の4まで	令和7年1月28日

=====

静岡県告示第45号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
豊田竜洋線	磐田市赤池字高見239番の2から 磐田市赤池字高見254番の3まで	令和7年1月31日

=====

静岡県告示第46号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大河内森線	周智郡森町鍛冶島字鍛冶島598番の1から 周智郡森町鍛冶島字鍛冶島593番の1まで	令和7年1月28日